

永住者の在留資格について

平成30年9月 法務省入国管理局

永住許可について



入管法上の要件

素行善良要件

○ 法令を遵守し日常生活において も住民として社会的に非難される ことのない生活を営んでいること

独立生計要件

○ 日常生活において公共の負担にならず, その有する資産又は技能等から見て将来に おいて安定した生活が見込まれること

国益要件

- その者の永住が日本国の利益に合すると認められること
 - 10年以上継続して在留していること(うち5年は就労資格又は居住資格で在留していること)
 - 納税義務等公的義務を履行していること
 - 最長の在留期間(3年,5年)を所持していること
 - 公衆衛生上の観点から有害となるおそれがないこと

永住許可に関するガイドライン

○ 原則10年在留に関する特例

- 日本人、永住者及び特別永住者の配偶者
- → 実体を伴った婚姻が3年以上継続し、かつ、1年以上本邦に在留していること。その実子は1年以上本邦に在留していること
- 定住者, 難民の認定を受けた者
- → 5年以上本邦に在留していること
- 外交, 社会, 経済, 文化等の分野において我が国への 貢献が認められる者
- → 5年以上本邦に在留していること (**我が国への貢献に関するガイドライン**)
- 特定研究等活動又は特定情報処理活動(特定活動告示36号 又は37号)によって我が国への貢献が認められる者
- → 3年以上本邦に在留していること
- 70点以上のポイントで高度外国人材として認められた者
- → 3年以上本邦に在留していること
- 高度外国人材の中でも特に高度と認められる者(80点以上のポイントで認められた者)
- → 1年以上本邦に在留していること
- =「日本版高度外国人材グリーンカード」

「我が国への貢献」に関するガイドライン

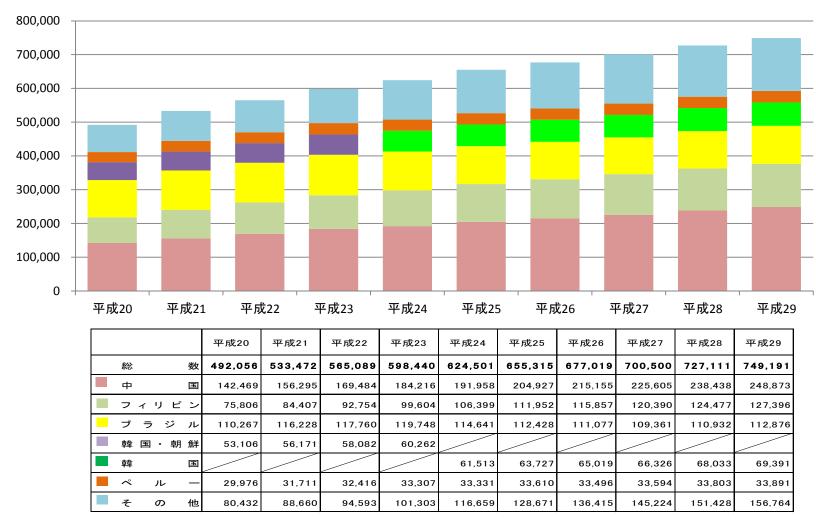
- 国際的に権威あるものとして評価されている賞を受けた者
- 我が国とその者の派遣国との友好,文化交流の増進に貢献が あった者
- 我が国の経済又は産業の発展に貢献のあった者
- IoT又は再生医療等の「成長分野」の発展に寄与するプロジェクトに従事し、我が国の経済又は産業の発展に貢献があった者
- 〇 日本国内の企業の経営に従事したことがある者で、1億円以上の投資を行うことにより我が国の経済又は産業の発展に貢献があった者
- 〇 我が国の文化の向上に貢献のあった者
- 日本の高等教育の水準の向上に貢献のあった者
- 研究活動により顕著な成果を挙げたと認められる者
- 我が国におけるスポーツ等の振興に多大な貢献のあった者 等について、永住許可申請に要する在留期間を5年に短縮
- ※ 日本再興戦略2016に基づき、平成29年4月26日、永住許可に関するガイドライン及び「我が国への貢献」に関するガイドラインを改訂し、永住許可要件の更なる緩和を行った(上記青字の部分)。

永住者数の推移等(平成20年末~29年末)1



永住者数の国籍・地域別の推移

(各年末現在)



⁽注1)平成23年末までは外国人登録者数,平成24年末からは在留外国人数である(本ページについて同じ。)。

⁽注2)平成23年末の統計までは、韓国と朝鮮を合わせて「韓国・朝鮮」として計上していたが、24年末の統計からは、「韓国」と「朝鮮」を分けて計上している。

永住者数の推移等(平成20年末~29年末)2







永住許可申請件数及び処理状況

(50%)

(51%)

(53%)

(55%)

(58%)

(52%)

		平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
	新 規 受 理	50,760	54,359	54,164	55,359	60,024
	処 理 総 数	62,965	50,788	56,182	52,819	50,907
	許 可	45,179	35,800	39,820	35,679	28,942
	不 許 可	16,420	13,916	15,130	15,631	20,044
	その他	1,366	1,072	1,232	1,509	1,921
	許 可 率	71.8%	70.5%	70.9%	67.5%	56.9%

(注)「その他」は、移管、取下及び終止等である。

(59%)

(57%)

(55%)

そ

永住許可のメリットについて



	永住者		別表第二の上欄の在留資格(いわゆる居住資格) ※「永住者」を除く (「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」)
活動制限	制限なし	制限あり	活動に制限はないが、身分又は地位を有する者としての 活動を逸脱することはできないことに留意
在留期間	在留期間の制限なし	在留期間の制限あり(「高度専門職第2号」を除く)	在留期間の制限あり
再入国	・再入国許可期間最長5年 (海外延長1年)・旅券, 在留カードを所持する者は、みなし再入国許可1年	・再入国許可期間最長5年(ただし在留期間の満了日まで) (海外延長1年) ・旅券, 在留カードを所持する者は, みなし再入国許可1 年(ただし在留期間の満了日まで)	・再入国許可期間最長5年(ただし在留期間の満了日まで) (海外延長1年) ・旅券, 在留カードを所持する者は、みなし再入国許可1年(ただし在留期間の満了日まで)
在留カードの有効期限	<mark>交付の日から7年間</mark> 16歳未満の者は, 16歳の誕生日まで	在留期間の満了日まで 16歳未満の者は、在留期間の満了日又は16歳の誕生 日のいずれか早い日まで	在留期間の満了日まで 16歳未満の者は、在留期間の満了日又は16歳の誕生 日のいずれか早い日まで
在留資格に応じた活動を 行っていない場合の在留資 格の取消の有無	なし 	・在留資格に応じた活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留している場合 ・在留資格に応じた活動を3月(「高度専門職第2号」にあっては6月)以上行わないで在留している場合	・「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」をもって 在留する者が、その配偶者の身分を有する者としての活 動を6月以上行わないで在留している場合

永住許可が失われる場合

- 〇再入国許可(みなし再入国許可含む)によらない出国をした場合
- 〇再入国許可によって出国し, 再入国許可期限までに再入国しなかった場合
- 〇みなし再入国許可によって出国し、出国後1年以内に再入国しなかった場合
- 〇次の事由に該当して在留資格を取り消された場合
- ・不正に上陸許可又は永住許可を受けたこと
- ・90日以内に新住居地の届出をしないこと
- ・虚偽の住居地を届け出たこと

- 〇退去強制された場合(退去強制事由の例)
- ・無期又は1年を超える懲役若しくは禁錮に処せられた者
- ・薬物違反により有罪判決を受けた者
- ・売春に直接関係がある業務に従事する者

在留資格の取消事由



取消事由

永住者が該当する事由 1号, 2号, 3号, 9号及び10号

の グ心負任が同い しの	
法第22条の4第1項	概要
1号	上陸拒否事由に該当しないものと偽り、上陸許可を受けたこと
2号	1号のほか、偽りその他不正の手段により上陸許可等を受けたこと
5号	在留資格に応じた活動を行っておらず、かつ他の活動を行い又は行おうとして在留していること

その他

法第22条の4第1項	概要
3号	1号・2号のほか、不実記載の文書の提出により上陸許可等を受けたこと
4号	偽りその他不正の手段により、退去強制手続又は難民認定手続における在留特別許可を受けたこと
6号	別表第1の在留資格をもって在留する者が在留資格に応じた活動を3月(高度専門職は6月)以上行なわないで在留していること
7号	日本人の配偶者等,永住者の配偶者等の在留資格を有する者が在留資格に応じた活動を6月以上行なわないで在留していること ⇒法第22条の5に規定する在留資格変更許可申請又は永住許可申請の機会を与えるための配慮あり
8号	上陸許可等を受けて新たに中長期在留者となった者が90日以内に住居地の届出をしないこと
9号	中長期在留者が転居した場合,90日以内に新住居地の届出をしないこと
10号	中長期在留者が虚偽の住居地を届け出たこと

永住許可に関する意見等(地方自治体)



平成29年度から平成30年8月にかけて当局に寄せられた地方自治体からの主な要望

1 納税状況の確認ついて

- 〇 住民税の納税状況以外に,他の「市税」(国民健康保険税,固定資産税,軽自動車税,都市計画税)の納税状況も含め, 審査を実施していただきたい。
- 納税証明書の提出を求めない過年度分の税金は未納が多いことから、過年度分まで提出を求め、納税義務の履行を確認していただきたい。
- 〇 地方税法に基づく住民税・国民健康保険税は納付義務の時効が5年、国民健康保険法に基づく国民健康保険料は2年のところ、未納による差し押さえ等がある場合には時効が停止している。したがって、時効停止を考慮し、4~5年程度の納税状況を確認していただきたい。ただし、納税状況の照会に応じることは困難であることから、納税に係る確認書や滞納がない旨の証明書の提出を求めるなどの方法を検討していただきたい。
- 永住者は将来も日本に居住することが見込まれるため、国民年金保険料の未納についても、将来の無年金者や生活保護受給 者の増加につながる問題であるため、市税の納付と合わせて注視していただきたい。
- 永住許可を既に受けている者の社会保険料等納付状況の定期的な確認を実施していただきたい。
- 滞納しているのであれば、永住許可の取消しなどの対応も必要ではないかと考える。

2 外国人の出入国に係る情報連携について

未納者が出国した場合、徴収することが困難となるところ、同一人が再度入国した場合であっても、自治体では同一人性が確認できないため、徴収が困難となる。また、出国事実が把握できないため、未納分の徴収が可能か否かさえ不明となることから、外国人の出国情報を提供していただきたい。

3 その他

現場としては、永住者の日本語能力にも疑問を感じる。日本での生活や、安定した就労のためには、一定程度の日本語能力が必要となるため、日本語能力についても永住許可の判断の要件とし、審査を実施していただきたい。